

徽典会会則施行に関する細則

制定 平成 12 年 4 月 25 日

改訂 平成 15 年 5 月 10 日 平成 16 年 5 月 15 日

平成 20 年 5 月 17 日 平成 22 年 4 月 16 日

平成 23 年 4 月 19 日 平成 24 年 4 月 19 日

平成 27 年 2 月 9 日 平成 30 年 4 月 28 日

平成 31 年 2 月 20 日 令和 7 年 4 月 26 日

第 1 条 会則第 4 条に規定する本会の支部は、次の 2 支部とする。

東京支部 神奈川支部

1 支部の規約は支部ごとに定め、会長に届け出るものとする。

2 支部には支部長を置く。

3 支部長は本会の理事を兼務し、次の事項の責任者とする。

①支部会員に対し、本会の決定事項の周知徹底を図ること。

②本会への連絡に関すること。

第 2 条 本会に女性部会「徽典会・芙蓉会」を置く。

1 会の規約は別に定め、会長に届け出るものとする。

2 会の代表者 1 名は、本会の副会長となる。

3 会の活動に関しては、本会事務局と緊密に連絡を保つ。

第 3 条 会則第 8・10・11 条に規定する理事の任務を次のように定める。

1 理事は県内各地区を代表し、会長の選任により就任し、会則第 12 条に基づきその任務を継続する。

2 理事は毎年定期総会の承認を得、その氏名は会報に公示される。

3 理事を交替する場合は、理事は事務局と相談しながら当該地区から適任者を選ぶ。

4 会長の招集する理事会に出席し、重要事項の決議に加わる。

第 4 条 会則第 11 条に規定する常任理事の任務を次のように定める。

1 常任理事は会長の選任により就任し、常任理事会を構成する。

2 事務局の求めに応じて「会務を分掌し」その執行にあたる。

3 理事会及び総会への提出事項を審議し、会務を整理する。

4 編集委員会を組織し、会報「徽典会」の企画・編集・刊行及び配送にあたる。

5 編集委員会は、必要に応じ「会員名簿」の改訂・刊行にあたる。

第 5 条 会則第 8・10・11 条に規定する地区幹事の任務を次のように定める。

1 地区幹事は、小学校通学区域毎に原則として会員数 30 名程度を上限として 1 名を置く。通学区域が複数校に及ぶ場合には、地区を考慮して地区単位に調整する。また、地区幹事の中から小学校区を代表する代表幹事を選出する。なお、代表幹事は、事務局との連絡・調整にあたる。

2 地区幹事は、毎年定期総会の承認を得、その氏名は会報に公示される。

3 地区幹事は、会長の委嘱により就任し、会則第 12 条に基づき事情の許す

限り当分の間、その任務を継続する。

4 地区幹事を交代する場合は、地区幹事は事務局と相談しながら会員の中から適任者を選ぶ。

5 地区幹事が分担する「会務の一部」は次のとおりとする。

①本会を代表する立場で、会員への気配りを怠らず、意見や希望などの収集に努める。

②担当する会員を代表する立場で、定期総会に出席して意見を述べる。

③本会の事業・活動を周知徹底させるため、普及・宣伝及び参加の呼びかけをする。

④担当会員の異動（死亡・転居・改姓・会報送付希望の変更等）を知ったときには、速やかに事務局に連絡（ハガキ、電話、メール等で）する。

⑤その他本会発展のために必要と思われる事項に配慮し、事務局と緊密に連絡を保つ。

6 全県合同地区幹事会議（情報交換会・懇親会）を必要に応じて開催する。

第 6 条 会則第 13 条に規定する専任職員（事務局長）・非専任職員の任務を、次のように定める。

1 専任職員（事務局長）・非専任職員は会員の中から選び、会長が委嘱する。

2 事務局長は会長の命を受け、事務局として会務全般を処理する。

非専任職員は事務局長の任務を補佐する。

3 予算、決算及び事業案、並びに常任理事会等への提出事項の作成。

4 総会及び理事会等で決定した事項の処理。

5 予算の執行。会費の収受。

6 会員の異動情報の処理。

7 各支部・芙蓉会及び地区幹事等への連絡。

第 7 条 会則第 14 条に規定する「重要な事項」及び「理事会」の任務を、次のように定める。

1 予算、決算及び事業案の審議。

2 役員の選考及び承認。

3 通常会費の年額、入会金及び終身会費の金額の審議。

4 会則第 19 条に規定する「施行に関する細則」の審議、議決。

5 その他重要事項の審議。

第 8 条 会則第 15 条による定期総会に付議する事項を次のように定める。

1 事業・決算・監査報告の承認。

2 役員その他承認を要する事項の承認。

3 事業・予算の決定。

4 その他必要な事項。

~~第 9 条 会則第 17 条に規定する通常会員の年会費は、満年齢 85 歳を越える者については、その年度からこれを免除することができる。~~

第 9 条 本会の会議の議決は、出席者の過半数により成立する。

第 10 条 この細則の変更は、理事会の議決によらなければならない。

以上